資源管理のあり方検討会の取りまとめを受けての対応について

「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、自主的資源管理 の高度化及び個別事例として取り上げた魚種毎の資源管理について、 下記のとおり推進しているところ。

〇自主的資源管理の高度化

資源管理指針・計画体制の効果等について漁業者自らが評価・ 検証を実施

大臣管理漁業 (14計画) 及び都道府県管理漁業 (1,680計画) について、関係漁業団体や都道府県から国に報告された自己点検結果 (漁獲量の変化、CPUEの変化、資源の状況(漁業者感覚) 等) を整理中。

平成27年度より、資源管理指針·資源回復計画の全体について国及び都道府県は自己点検結果について評価・検証を行い、評価・検証の結果を踏まえて、資源管理計画の改善を図るなど資源管理の高度化を推進していく予定。

〇個別事例として取り上げた魚種毎の資源管理

1. マサバ (太平洋系群)

大中型まき網漁業の一部漁船が本年 (注:平成26年) 秋を目途に 試験的なIQ方式に着手

北部太平洋海区において収益性向上のための実証事業に取り組んでいる大中型まき網(10隻)の半数(5隻)を対象として、平成26年10月から平成27年6月までの9ヶ月間、試験的なIQを導入し、データ収集等を実施中。

2. スケトウダラ (日本海北部系群)

TACをABCと等量か近いものとし、TAC以外の管理措置も実施しながら、漁業者の窮状緩和措置等を総合的に検討

TAC設定に関する意見交換会を経て、本年2月の水産政策審議会において平成27年漁期(4月~翌年3月)のTAC(ABCと等量)を設定。TAC管理の方法とTAC減少に伴う影響緩和策について北海道の関係漁業者等と調整中。

3. 太平洋クロマグロ

2015年以降の未成魚の漁獲上限を4,007トンとし、漁獲をモニタリングしつつ管理 (全国を6ブロックに分けて警報等を漁業者等に発信)

平成27年1月1日より30kg未満の小型魚の漁獲量を半減させる取組を開始。(上限:沿岸漁業2007、大中型まき網2000))

沿岸漁業について全国を6ブロックに分け各ブロック毎に管理中。漁 獲モニタリングを本格実施し平成27年1月以降の漁獲状況を集計中。

4. トラフグ

関係漁業者等が参画する横断的な検討の場を設け、統一的な方針 の下で資源管理を推進

平成26年11月、トラフグ漁獲のある20府県の関係漁業者、行政·試験研究機関、市場関係者等の参加を得てトラフグ資源管理検討会議を開催(於:下関市)。検討会議に設けられた作業部会を中心に具体的な管理手法を検討中(未成魚漁獲抑制対策を優先)。

(※口内は資源管理のあり方検討会での取りまとめ概要)

太平洋クロマグロの資源管理について

平成27年3月 水産庁

26水管第1966号 平成27年1月5日

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について

日頃より、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、太平洋クロマグロについては、2014年(平成26年)8月26日に開催した全国会議や、現地説明会・検討会の場でこれまで御説明して参りましたとおり、その資源状況は悪く、早急な資源管理を図る必要があります。このため、我が国においても、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、30キロ未満の小型魚の漁獲について、2002年から2004年までの年間平均漁獲実績から半減する措置が2015年(平成27年)1月から導入されます。

この資源管理を適切に実施していくためには、漁業者をはじめ、関係団体、都道 府県の御理解と御協力が不可欠であり、水産庁としては皆様の声を反映させ、管理 手法を改良しながら進めていく方針です。

ついては、現時点で定まっている管理の方針について改めて通知致しますので、 貴都道府県(貴団体)の御協力をお願いするとともに、貴管下漁業関係団体及び漁 業関係者等への周知と御指導をよろしくお願い致します。

記

I 管理目標等について

現在の親魚資源量(約2.6万トン)を10年以内に歴史的中間値(約4.3万トン)まで回復させることを目標とし、2015年(平成27年)1月1月から管理を開始します。

Ⅱ 漁獲上限について

- 1 我が国の30キロ未満の小型魚の漁獲量については、2002年から2004年までの我が国の平均漁獲実績8,015トンから半減し、4,007トンを漁獲上限とします。
- 2 4,007 トンの漁業種類別の漁獲上限を次のとおりとします。
- (1) 大中型まき網漁業 2,000 トン、
- (2) その他の沿岸漁業等(曳き縄、定置、近海竿釣り漁業等) 2,007 トン ① 沿岸漁業 1,901 トン

② 近海竿釣り漁業等(近海竿釣り漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業) 106トン

Ⅲ 各漁業の管理手法について

- 1 沿岸漁業
- (1) 全国を6ブロックに分け、ブロック別に上限を設けて管理します。
 - ・太平洋北部ブロック 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県
 - ・太平洋南部ブロック 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、 高知県、愛媛県、大分県、宮崎県
 - ・日本海北部ブロック北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県
 - ・日本海西部ブロック 福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県
 - ・瀬戸内海ブロック 和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、福岡県、大分県
 - ・九州西部ブロック山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
- (2) 管理年は、毎年7月1日から翌年6月30日まで(日本海北部ブロックは毎年4月1日から翌年3月31日まで)の一年単位とします。ただし、管理初年のみ平成27年1月1日から平成28年6月30日までの1年6月間(日本海北部ブロックは平成27年1月1日から平成28年3月31日までの1年3月間)を管理年とします。
- (3) ブロック別の漁獲上限は次のとおりです。

ブロック	1年間の漁獲上限	平成27年1月1日から1年6月間(日
		本海北部は1年3月間)の漁獲上限
太平洋北部	249 トン	346 トン
太平洋南部	253 トン	382 トン
日本海北部	506 トン	625 トン
日本海西部	119 トン	150 トン
瀬戸内海	6トン	10 トン
九州西部	749 トン	1, 269 トン
水産庁留保分	19トン	28 トン
合計	1,901 トン	2,810トン

(注) 管理初年の漁獲上限は、平成27年1月1日から同年6月30日までの6ヶ月分(日本海北部は同年3月31日までの3ヶ月分)の漁獲上限(過去の月割り漁獲実績に基づき設定)と平成27年7月1日から28年6月30日(日本海北部は平成27年4月1日から28年3月31日)までの1年間の漁獲上限の和。

(4) 漁獲モニタリング

ア 漁獲モニタリングについては、平成27年1月1日から本格実施に移行します。各都道府県はこれまでの試験実施の際と同様、管下漁協分の漁獲量報告(属人で報告)を取りまとめ、(一社)漁業情報サービスセンターに報告願います。報告する種類についても、これまでと同様、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)の3種類とします。

- イ 報告頻度は、平成27年1月からの開始当初は月末締めの翌月末までの報告とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこととします。この切り替えは、その都度水産庁から対象となる都道府県に対し連絡します。
- ウ 水産庁は集計した漁獲状況を各都道府県にフィードバックします。併せて水産庁ホームページに、ブロック別、都道府県別の漁獲状況一覧を掲載します。

(5) 警報及び操業自粛要請について

ア 水産庁はブロック別に漁獲量が上限の7割に達した段階で「注意報」、8 割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で「特別警報」、9割5分に達した段階で「操業自粛要請」(タイムラグを考慮)を各都道府県に対して発出しますので、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知と御指導をお願いします。

イ 漁獲上限の遵守には、流通加工業者や消費者等の理解も不可欠であり、ア の警報等は、水産庁ホームページに掲載しプレスリリースを行うなど情報を 広く発信します。

2 大中型まき網漁業

- (1) 大中型まき網漁業の漁獲上限は合計で2,000 トンとなっており、これまでと同様に(一社)全国まき網漁業協会が資源管理計画を作成して漁獲量管理を行い、水産庁も確実な履行を確認します。
- (2)漁獲量モニタリングについては、水揚げの度に所属漁協等が漁獲量報告を 取りまとめ、(一社)漁業情報サービスセンター及び(一社)全国まき網漁業 協会に報告することとし、水産庁も報告された漁獲量を随時確認します。
- (3) 水産庁は集計した漁獲状況について水産庁ホームページに掲載します。

3 近海竿釣り漁業等

(1)近海竿釣り漁業(指定漁業)、東シナ海等かじき等流し網漁業(特定大臣 許可漁業)及びかじき等流し網漁業(届出漁業)の漁獲上限は合計で106トンとなっており、漁業種類ごとに漁獲量を管理します。

- (2) 漁獲量モニタリングについては、
- ① 近海竿釣り漁業は漁獲成績報告書により農林水産大臣あてに報告すると ともに、漁業者団体を通じて月別速報値を集計していくこととします。
- ② 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、漁業者が水 揚げの度に水産庁に報告することとします(報告様式は別途通知。)。
- (3) 水産庁は集計した漁獲状況について、漁業種類ごとに漁業者団体等を通じて漁業者にフィードバックします。併せて、水産庁ホームページに漁獲状況を掲載します。

IV 漁獲上限を超えた場合について

WCPFCの保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合は、超過分が翌年の漁獲上限から差し引かれることとなっています。

この規定を遵守するため、漁獲が上限を超過したブロック又は漁業においては、 翌年の漁獲上限から、超過分が差し引かれることとならざるを得ません。

水産庁ではそのような事態を極力避けるための手法を検討中ですが、いずれに しても関係者の注意深いモニタリング及び漁獲上限を遵守するための取組につい て、御協力をお願いします。

(お問合せ先)

水産庁資源管理部漁業調整課 大石、竹越、木村 直 通:03-3502-8476

主なスケジュール

• 平成2	7年 1	月以	降
-------	------	----	---

太平洋クロマグロを対象とする漁業 (沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業等)を強度資源管理タイプへ追加。

これに伴い、<u>国・都道府県の資源管理指針や資源管理計</u> <u>画の変更・作成などの諸手続を開始</u>。

※3月から強度資源管理に取り組む漁業者に間に合うよう対応。

• 3月初旬

漁獲モニタリングにより集計した<u>漁獲状況(県別・漁業</u> 種類別)を水産庁ホームページで公表。毎月更新予定。

· 3月中下旬

各ブロック毎の<u>管理方針</u>を<u>ブロック内でまとまり次第順</u> 次、水産庁ホームページに掲載予定。

• 4月

クロマグロ資源に関する国際会議:WCPFC科学委員会関連

• 7月

クロマグロ資源に関する国際会議:WCPFC科学委員会関連

•8月

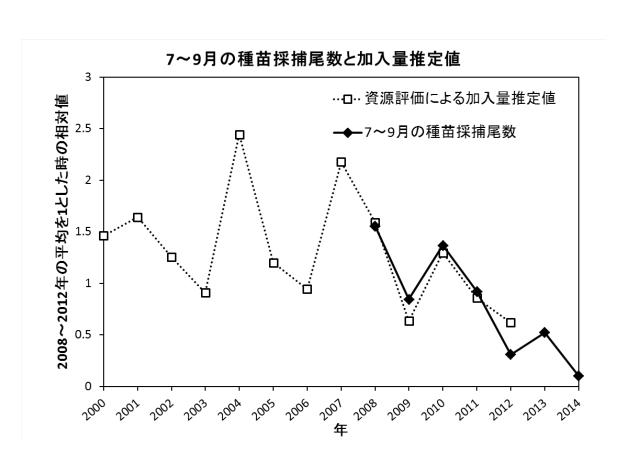
太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議

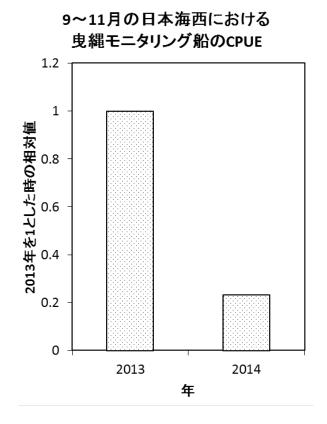
• 9月

WCPFC北委員会:クロマグロの長期管理目標に関する議論

太平洋クロマグロの加入量水準速報(2014年12月)

- ・南西諸島海域生まれの加入量水準は、漁獲状況の悪かった2012年を下回る可能性が高い。
- ・日本海生まれの加入量水準は2013年を下回る可能性が高い。
- ・全体として、今年の加入量水準は2012年を下回る可能性が高い。





遊漁への取り組み

- 遊漁による太平洋クロマグロの採捕状況については、現在のところ、実態が明確に はなっておらず、まず調査を行い、その上で対応を詰めていくこととしています。
- また、遊漁者のみなさんからも広く協力頂けるよう、現在、釣りに関する番組等で、 現状をお知らせしているところです。



局名: 釣りビジョン(BS: 251ch)

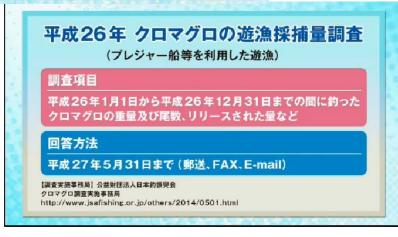
番組名:つりステーション第431回



初回放送:2014年12月27日 22:00~以降再放送4回、計5回放映済み

↓↓このURLで視聴が可能です。





水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」

- 太平洋クロマグロの資源管理についての最新情報をお届けするため、水産庁ホームページに「くろまぐろの部屋」を掲載しました。
- 本年より開始されたクロマグロの管理強化の円滑な実施のためには、関係者の間で広く共通認識を有していくことが不可欠であり、漁獲状況のみならず、関連する資料等も掲載し更新していく予定です。
- ・水産庁ホームページURL
- http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html
- ※水産庁ホームページ>分野別情報>まぐろに関する情報>くろまぐろの部屋からも御覧頂けます。



沿岸くろまぐろ漁業承認制にかかる漁獲実績報告について

1. 現在の状況

(1)瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第25号(以下、「同指示」という。)により、沿岸 くろまぐろ漁業を承認制としているが、同指示では承認を受けた者(以下「承認者」 という。)に対し、漁獲実績報告書の提出を義務付けている。

4 漁獲実績報告書

3の第一号、第四号又は第六号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び 第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。 (委員会指示抜粋)

(2) 一方、水産庁は関係都道府県に対し、平成27年1月5日付け26水管第1966号により、 太平洋クロマグロの資源管理の一環として、漁獲モニタリングの本格実施に協力要請 したところ。

2. 課 題

- (1)漁獲モニタリングは、沿岸くろまぐろ漁業を含むすべての沿岸漁業を対象とし、関係都道府県に実施を依頼しているが、実態としては、傘下の各漁業協同組合及び個々の漁業者からの協力を得て、漁獲実績報告書と同様の内容で実績報告を受け、これを都道府県が集計し、国に報告する仕組となっている。
- (2) 同指示では、漁獲実績報告書の提出を承認者に義務付けているが、漁獲モニタリングを通じて漁獲実績を遅滞無く報告する承認者については、個々の漁獲実績の把握等の同指示による所期の目的は達せられるものであり、漁獲実績報告書の提出は加重の事務負担を強いることとなる。

3. 今後の対応

- (1)承認者のうち、自らが漁獲したすべての漁獲量を漁獲モニタリングを通じて報告する者については、漁獲実績報告書の提出を要さないものとして取り扱うこととする。
- (2)(1)に該当しない承認者については、漁獲のあった月の翌月末日までに、所定の様式による漁獲実績報告書を委員会に提出するものとする。

その場合において、当該報告書が提出されないときには、次期の沿岸くろまぐろ漁業の承認について、特段の取り扱いを行うことを検討する。

(3) 以上の運用について、同指示第8の規定に基づいて本委員会が定めることとし、別 添案のとおり、関係県水産主務部長及び関係県海区漁業調整委員会会長あて通知する こととしたい。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。(委員会指示抜粋)

記 号 日 付

(各県) 水産主務部長 殿

(各県) 海区漁業調整委員会会長 殿

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 長野 章

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第25号にかかる運用について

日頃より、広域漁業調整委員会の運営に御協力頂き心より御礼申し上げます。標記の件について、同指示第4の規定では、沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けた者(以下、「承認者」という。)に対し漁獲実績報告書の提出を義務付けておりますが、先日の広域漁業調整委員会でも御説明いたしましたとおり、同報告書と同内容の漁獲実績を、高い頻度で報告する漁獲モニタリングが本年1月より実施されることとなった次第です。

つきましては、同指示第8の規定に基づき、漁獲実績報告書の提出にかかる運用を次のとおり定めることとしますので、御了知願うとともに、貴管下の関係漁業団体及び漁業者への周知指導をお願いいたします。

記

- (1) 承認者のうち、自らが漁獲したすべての漁獲数量を「漁獲モニタリング」 (※) を通じて国に報告する者については、漁獲実績報告書の提出を要さない ものとして取り扱うこととする。
- (2)(1)に該当しない承認者については、漁獲のあった月の翌月末日までに、 所定の様式による漁獲実績報告書を委員会に提出するとする。 その場合において、当該報告書が提出されない場合は、次期の沿岸くろま ぐろ漁業の承認について、特段の取り扱いを行うことを検討する。
- (3) なお、上記「漁獲モニタリング」を通じた報告について、別途、水産庁より要請・指示等があった場合はこれに従い、柔軟かつ円滑な漁獲実績の報告に努めることとする。
 - (※) 平成27年1月5日付け26水管第1966号「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について」Ⅲ1(4)に定められた「漁獲モニタリング」

TAC対象以外の広域重要魚種の資源管理に向けた整理表

	系群	制度上の条件等								
魚種名			資源状況		从同海	科学的知見		高度回遊		
		漁獲量 (順位)			外国漁船による 漁獲	ABC算定		性魚類または遡河	課題	
			水準	動向			資源量 算定	性魚類		
	太平洋	3位	中位	減少	_	0	0	_	〇カタクチイワシのTAC設定においては、カタクチイワシ(成魚)、シラス(未成魚)に分けて設定することが望	
カタクチ イワシ	瀬戸内海		中位	横ばい	_				ましいが、技術的に困難。 〇系群ごとに異なる漁業実態 ・太平洋:漁獲の大部分はカタクチイワシ ・瀬戸内海:漁獲の半数近くはシラス ・対馬暖流:シラスの漁獲はカタクチイワシの1/10	
	対馬暖流		低位	減少	0					
	根室海峡~胆振	10位	低位	減少	- O	0	_		〇漁獲のほとんどを占める道北系群について実施されている資源管理措置(H24 ~27、漁獲量または漁獲努力量を3割削減)の効果を検証 〇いずれの系群も資源量に基づかずにABCを算定 〇ほとんどが北海道周辺海域で漁獲される特徴	
ホッケ	道北		低位	減少						
	道南		低位	減少						
ブリ類	-	11位	高位	増加	_	0	0	_	○漁獲の約4割を占める定置網では魚種選択性が低く 漁獲管理の実効性に技術的課題	
ウルメ	太平洋	15位	中位	横ばい		0	_		〇太平洋系群では資源量に基づかずにABCを算定	
イワシ	対馬暖流		中位	増加	_		0	_		
	北海道	21位	高位	増加		0	_		〇北海道系群及び日本海系群では資源量に基づかず にABCを算定	
マダラ	太平洋北部		高位	増加	_		0	_		
	日本海		高位	横ばい			_			

注:漁獲量はH20~24年の5年平均値。

2013 (H25) 年知事管理漁業(都道府県別)及び大臣管理漁業(漁業種類別) におけるTAC対象検討5魚種の漁獲状況

(トン) 出典:漁業・養殖業生産統計

						i典:温耒・袞	
L			カタクチイワシ	シラス	ブリ類	マダラ	ホッケ
	北海道	0	5, 154	1	12, 001	16, 802	
	青森	0	61	0	1, 682	2, 397	50
	岩手	21	627	0	6, 732	3, 768	5
	宮城	22	7, 390	0	2, 273	1, 411	1
	秋田	0	0	0	668	422	65
	山形	0	0	0	231	406	9
	福島	0	0	13	0	0	0
	茨城	0	2, 022	2, 882	81	0	0
	千葉	328	16, 091	138	4, 894	0	0
	東京	0	0	0	48	0	0
	神奈川	233	3, 255	491	823	0	0
	新潟	11	17	0	2, 078	733	45
	富山	49	1, 054	2	2, 558	15	3
	石川	480	1, 541	4	7, 870	739	174
	福井	400	64	0	2, 422	16	0
	——抽开—— 静岡	341	1, 420	6, 936	999	0	0
知		62	28, 789	6, 229	68	0	0
事	三重		· ·				0
**		4, 255	28, 053	1, 134 3	2, 436	0	0
管	京都	17	1, 168		1, 341	7	
	大阪	0	8, 210	3, 939	6	0	0
理	<u> 兵庫</u>	6	2, 759	11, 892	273	0	0
\ <i>r</i> _	和歌山	1, 966	194	2, 408	825	0	0
漁	鳥取	0	82	44	808	0	0
業	島根	12, 791	8, 287	34	7, 890	259	0
*	岡山	0	0	588	9	0	0
	広島	0	10, 122	3, 040	72	0	0
	山口	868	4, 630	291	1, 710	0	0
	徳島	25	2, 055	2, 712	172	0	0
	香川	8	9, 070	1, 043	25	0	
	愛媛	3, 431	15, 519	3, 613	412	0	0
	高知	3, 284	1, 615	1, 840	2, 483	0	0
	福岡	54	280	0	3, 053	0	0
	佐賀	0	563	207	75	0	0
	長崎	19, 292	23, 552	42	5, 508	0	0
	熊本	2, 661	3, 693	578	191	0	0
	大分	1, 518	6, 448	2, 491	595	0	0
	宮崎	12, 930	4, 506	3, 433	905	0	0
	<u></u> 鹿児島	8, 563	5, 395	3, 129	1, 111	0	0
	沖縄	0	0	0, 120	20	0	0
	小計	73, 220	203, 686	59, 157	75, 348	26, 975	_
	沖合底び						
大百	き網漁業	0	0	0	2	36, 254	32, 496
管理	大 中 型 ま き 網 漁 業	16, 082	43, 570	0	42, 453	0	0
大臣管理漁業	その他大臣 管 理 漁 業	0	0	0	18	0	0
不 「	小計	16, 082	43, 570	0	42, 473	36, 254	32, 496
	総合計	89, 302		59, 157		63, 229	
小心 口 口		00, 00L	217, 200	00, 107	117, 021	00, <i>LL</i> 0	02, 710

2010 (H22) 年知事管理漁業(都道府県別)及び大臣管理漁業(漁業種類別) におけるTAC対象検討5魚種の漁獲状況

(トン) 出典:漁業・養殖業生産統計

_			¦典:漁業・養				
		ウルメイワシ	カタクチイワシ	シラス	ブリ類	マダラ	ホッケ
	北海道	3	22, 937	4	2, 188	14, 681	37, 817
	青森	0	453	0	1, 191	1, 909	186
	岩手	22	2, 240	0	5, 076	1, 615	7
	宮城	5	17, 005	0	1, 711	1, 987	3
	秋田	0	0	0	430	514	116
	山形	0	0	0	214	359	162
	福島	1	493	2, 170	47	132	0
	茨城	0	2, 245	3, 684	7	63	0
	千葉	71	31, 584	271	5, 617	0	0
	東京	0	0	0	35	0	0
	神奈川	220	3, 431	506	829	0	0
	新潟	14	6	0	2, 000	782	216
	富山	89	3, 031	1	1, 505	11	13
	石川	1, 009	4, 016	45	5, 642	1, 133	400
	福井	3	103	1	2, 853	16	2
知	静岡	253	2, 677	8, 302	843	0	0
,	愛知	326	19, 482	5, 382	36	0	0
事	三重	4, 734	34, 388	1, 001	3, 255	0	0
/-/-	京都	82	1, 548	1	1, 829	3	0
管	大阪	0	12, 843	4, 995	5	0	0
理	兵庫	7	287	14, 505	359	0	0
	和歌山	1, 177	205	2, 160	941	0	0
漁	鳥取	0	191	86	552	0	0
業	島根	9, 112	15, 225	117	14, 642	232	0
*	岡山	0	1	692	5	0	0
	広島	0	6, 144	2, 683	88	0	0
	山口	1, 968	6, 103	883	2, 692	0	0
	徳島	36		2, 902	154	0	0
	香川	80	6, 328	1, 798	25	0	0
	愛媛	1, 250	11, 971	5, 284	428	0	0
	高知	2, 894		2, 362	3, 253	0	0
	福岡	72	304	0	2, 733	0	0
	佐賀	0	939	47	105	0	0
	長崎	5, 624		512	3, 910	0	0
	熊本	2, 979		1, 353	199	0	0
	大分	113		3, 817	685	0	0
	宮崎	4, 414		2, 246	479	0	0
	鹿児島	5, 436	4, 936	4, 018	936	0	0
	沖縄	0	051 705	71 000	22	00 407	00,000
	小計	41, 994	251, 785	71, 828	67, 521	23, 437	38, 922
大	沖合底びき網漁業	0	1	0	11	31, 163	45, 574
管理	大中型まき網漁業	6, 698	94, 905	0	38, 899	0	0
大臣管理漁業	その他大臣 管 理 漁 業	0	0	0	28	0	0
	小計	6, 698		0	38, 938	31, 163	45, 574
	総合計	48, 692	346, 691	71, 828	106, 459	54, 600	84, 496